

議案第1号

太良町いじめ問題等発生防止支援委員会設置条例の制定について

太良町いじめ問題等発生防止支援委員会設置条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成26年3月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

(提案理由)

「いじめ防止対策推進法」が施行され、全ての市町村に「いじめ問題等発生防止支援委員会」の設置が義務付けられたことに伴い、この案を提出する。

別紙

太良町いじめ問題等発生防止支援委員会設置条例（案）

（設置）

第1条 太良町立学校におけるいじめ及び暴力等の問題行動（以下「いじめ問題等」という。）に関し、専門的な見地から検討を行い、改善を図るため、太良町いじめ問題等発生防止支援委員会（以下「支援委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 支援委員会は、太良町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の要請に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、適切な指導及び助言を行うものとする。

- (1) いじめ問題等の実態把握及び改善策に関すること。
- (2) その他いじめ問題等の対策に関すること。

（組織）

第3条 支援委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 学識経験者
- (3) 臨床心理士
- (4) 警察関係者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当であると認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 支援委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員のうちから互選する。

2 委員長は会務を総理し、支援委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 支援委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、支援委員会の会議の議長となる。

3 支援委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 支援委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、支援委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後又は委員の任期満了後、最初に行われる会議は、第5条第1項の規定に関わらず、太良町教育委員会教育委員長が招集する。

(太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和57年太良町条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

太良町いじめ問題等発生防止支援委員会委員(弁護士)	日額 10,000 円	〃
〃 (その他)	日額 4,000 円	〃

議案第2号

太良町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

太良町行政財産使用料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成26年3月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

太良町行政財産使用料条例の一部を改正する条例（案）

太良町行政財産使用料条例（昭和61年太良町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「100分の105を乗じて得た額」を「消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（提案理由）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税率が平成26年4月1日から引き上げられることに伴い、太良町行政財産使用料条例の一部を改正する必要性が生じたため、この案を提出する。

議案第3号

太良町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

太良町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成26年3月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

太良町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を
改正する条例（案）

太良町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和39年太良町条例
36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「あたって」を「当たって」に、「100分の105を乗じて
得た額」を「消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を
乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税
の税率を乗じて得た額を加えた額」に改め、同条第2項中「あたって」を「当
たって」に改める。

附 則

この条例は平成26年4月1日から施行する。

（提案理由）

消費税法及び地方税法の一部改正により消費税率が平成26年4月1日から
引き上げられることに伴い、太良町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条
例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

議案第4号

太良町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

太良町漁港管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成26年3月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

太良町漁港管理条例の一部を改正する条例（案）

太良町漁港管理条例（昭和61年太良町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「昭和63年法律第108号」の次に「。以下「消費税法」という。」を加え、「100分の105を乗じて得た額」を「消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額」に改める。

附 則

この条例は平成26年4月1日から施行する。

（提案理由）

消費税法及び地方税法の一部改正により消費税率が平成26年4月1日から引き上げられることに伴い、太良町漁港管理条例の一部を改正する必要性が生じたため、この案を提出する。

議案第5号

青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成26年3月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

(提案理由)

第3次地域主権一括法による地方青少年問題協議会法の改正により、青少年問題協議会設置条例の一部を改正する必要性が生じたため、この案を提出する。

別紙

青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例（案）

青少年問題協議会設置条例（昭和36年太良町条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

太良町青少年問題協議会設置条例

第2条を次のように改める。

（所掌事務）

第2条 協議会は、本町における次に掲げる事務をつかさどる。

- （1）青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- （2）青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 協議会は、前項の規定する事務に関し、町長及び関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

第3条の見出し中「組織及び会議」を「組織」に改め、同条第1項中「の組織及び会議については、法第3条に規定するところによる」を「は、会長及び委員若干人で組織する」に改め、同条中第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項中「されることができる」を「することができる」に改め、同項を同条第5項とし、同条第4項を次のように改める。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。
 - （1）町議会の議員
 - （2）関係行政機関の職員
 - （3）学識経験がある者

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(会議の招集)

第4条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第6号

太良町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

太良町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定したいので、議会の議決を求める。

平成26年3月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

(提案理由)

子どもの医療費の助成対象年齢上限を小学生から高校生までに引き上げるた
め、この案を提出する。

別紙

太良町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）

太良町子どもの医療費の助成に関する条例（平成24年太良町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「満12歳」を「満18歳」に改め、「者をいう。」の次に「ただし、規則で定める者を除く。」を加える。

第3条第3項中「第2条」を「前条」に改める。

第5条中「満12歳」を「満18歳」に改める。

第10条に次の1項を加える。

2 町長は、子どもの医療費を助成することが適当でないと認めたときは、その者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（受給権の保護）

第11条 子どもの医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日の前日までに行われた子どもの医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第7号

太良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

太良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成26年3月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

(提出理由)

消費税法の一部改正、地方税法の一部改正、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令及び道路法施行令の一部を改正する政令により太良町道路占用料徴収条例の一部を改正する必要性が生じたため、この案を提出する。

別紙

太良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）

太良町道路占用料徴収条例（昭和60年太良町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「若しくは第3項」を「又は第3項」に、「し、又は法第35条の規定により同意した」を「した」に改め、同条第2項中「昭和63年法律第108号」の次に「。以下「消費税法」という。」を加え、「100分の105を乗じて得た額」を「消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額」に改める。

第3条中「若しくは第3項」を「又は第3項」に、「し、又は法第35条の規定により同意した」を「した」に、「し、又は当該占用に同意した」を「した」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

占用物件		占用料	
		単位	金額(円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	310
	第2種電柱		480
	第3種電柱		650
	第1種電話柱		280
	第2種電話柱		450
	第3種電話柱		620
	その他の柱類		28
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	2	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	270
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	170

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	560	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		240	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	760	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	560	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	12	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		17	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		25	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		34	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		50	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		67	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		120	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		170	
	外径が1メートル以上のもの		340	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	560	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室		階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
			階数が2のもの	Aに0.007を乗じて得た額
			階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額

	上空に設ける通路			380
	地下に設ける通路			230
	その他のもの			560
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		8
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月		76
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)	看板(アーチで一時に設けるものあるものを除く。)	表示面積1平方メートルにつき1月		76
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年		760
	標識	1本につき1年		450
令第7条第1号に掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	8
		その他のもの	1本につき1月	76
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	8
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	76
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	760
		その他のもの		380
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年		560
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.028を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月		76
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				56
令第7条第8号	トンネルの上又は高架の道路の路面下に	占用面積1平方メートルにつき1年		Aに0.02を乗じて得た額

号に掲げる	設けるもの	一トルにつき1年	て得た額
施設	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる	建築物		Aに0.02を乗じて得た額
施設	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる	建築物		Aに0.02を乗じて得た額
る施設及び自動車駐車場	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額
る応急仮設建築物	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額
る施設	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条

以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地(令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項若しくは第3項の規定により協議が成立した占用物件に係る平成26年度以降の各年度の占用料の額については、当該年度の前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額とこの条例による改正後の太良町道路占用料徴収条例別表の規定を適用して算出した占用料の額とのいずれか少ない額とする。

議案第8号

太良町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

太良町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成26年3月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

(提出理由)

太良町道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、太良町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

別紙

太良町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

太良町法定外公共物の管理に関する条例（平成16年太良町条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

電柱類	1本につき1年	700
電話柱類	1本につき1年	410
その他の柱類	1本につき1年	41

」

を

「

電柱類	1本につき1年	480
電話柱類	1本につき1年	280
その他の柱類	1本につき1年	28

」

に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第9号

太良町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について

太良町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成26年3月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

(提案理由)

第3次地域主権一括法による社会教育法の改正により、太良町社会教育委員設置条例の一部を改正する必要性が生じたため、この案を提出する。

別紙

太良町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例（案）

太良町社会教育委員設置条例（昭和38年太良町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（組織）

第2条 委員の定数は、6人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のうちから、太良町教育委員会が委嘱する。

第3条の見出しを「（任期）」に改め、同条第1項中「定数は6人以内とし、任期は」を「任期は、」に改める。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（職務）

第4条 委員の職務は、次のとおりとする。

- （1）社会教育に関する諸計画を立案すること。
- （2）定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- （3）各社会教育団体の育成、指導、援助に関すること。
- （4）各社会教育団体相互の連絡に関すること。
- （5）その他社会教育の振興に関すること。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第10号

太良町学校体育館使用条例の一部を改正する条例の制定について

太良町学校体育館使用条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成26年3月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

(提案理由)

多良中学校屋内運動場・武道場の完成に伴い、地域開放や社会体育団体などのスポーツ・レクリエーション等に供するため、使用料を定め併せて施設名の変更・追加が必要となったため、この案を提出する。

別紙

太良町学校体育館使用条例の一部を改正する条例（案）

太良町学校体育館使用条例（昭和57年太良町条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名を「太良町学校体育館等使用条例」に改める。

第1条中「太良町学校体育館（以下「体育館」という。）」を「太良町学校体育館等（以下「体育館等」という。）」に改める。

第2条から第4条、第6条及び第9条中「体育館」を「体育館等」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

体育館等使用料

施設名	8時～13時	13時～18時	18時～22時	電気使用料 (各時間帯毎)
多良小中学校 体育館	420円	420円	420円	210円
多良中学校 体育館	420円	420円	420円	210円
多良中学校 武道場	420円	420円	420円	210円
大浦小学校 体育館	420円	420円	420円	210円
大浦中学校 体育館	420円	420円	420円	210円
大浦中学校 武道場	420円	420円	420円	210円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 11 号

太良町病院事業管理者の給与及び旅費等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

太良町病院事業管理者の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
を次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 3 月 4 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

太良町病院事業管理者の給与及び旅費等に関する条例の
一部を改正する条例（案）

第 3 条中「650,000円」の次に「以上」を加える。

第 5 条中「特別職給与条例」を「町立太良病院企業職員の給与に関する規程
(平成 22 年病院事業管理規程第 14 号)」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

町立太良病院の管理者兼院長の給与を在職期間に応じ増額すること、また、
賞与を町立太良病院企業職員と同様にし、医師の給与、賞与のバランスをとる
ため、この案を提出する。

議案第12号

太良町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

太良町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成26年3月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

(提案理由)

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行され、非常勤
消防団員に係る退職報償金を改正することとなったため、この案を提出する。

別紙

太良町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

太良町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年太良町条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職金支給額表

階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	円	円	円	円	円	円
団 長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000
副 団 長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分 団 長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副 分 団 長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団 員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（別表の適用）

- 2 この条例による改正後の太良町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第13号

太良町立児童館設置及び管理条例を廃止する条例の
制定について

太良町立児童館設置及び管理条例を廃止する条例を次のとおり制定したいの
で、議会の議決を求める。

平成26年3月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

太良町立児童館設置及び管理条例を廃止する条例（案）

太良町立児童館設置及び管理条例（昭和41年太良町条例第19号）は、廃
止する。

（提案理由）

平成25年度末をもって町立大浦児童館を廃止することにより、町立児童館
全てが廃止となるため、この案を提出する。

議案第14号

太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の 限度について

太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び限度額を次のとおり定めることについて、太良町農林漁業振興資金融通に伴う利子補給及び損失補償条例（平成13年太良町条例第15号）第2条及び第3条の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月4日提出

太良町長 岩島 正昭

記

1 事業の指定

園芸作物経営資金・畜産経営資金・海苔養殖資金・家畜伝染病対策資金

2 融資額の限度

融資の種目	金融機関名	限度額
指定事業資金	佐賀県農業協同組合	80,000,000円

（提案理由）

農林漁業の振興と経営安定に資することを目的として、園芸作物経営、畜産経営、海苔養殖及び家畜伝染病対策を対象事業として指定し、資金の融資限度額を定める必要があるため、この案を提出する。

議案第15号

喰場辺地に係る総合整備計画の策定について

喰場辺地に係る総合整備計画について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり策定したので、議会の議決を求める。

平成26年3月4日提出

太良町長 岩 島 正 昭

（提案理由）

町道喰場中央線及び町道端月線について、辺地対策事業を適用し、辺地債を充当し整備したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決の必要があるため、この案を提出する。

総合整備計画書

佐賀県藤津郡太良町喰場辺地

(辺地の人口 153 人 面積 2.3 km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 太良町大字多良字端月、中路、上蓮十、喰場、一ノ瀬
- (2) 地域の中心の位置 太良町大字多良 7824 番地 20
- (3) 辺地度数 129 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当町の道路網は、有明海の海岸線に沿って南北に走る国道 207 号線と JR 長崎本線を主軸に、県道多良岳公園線、1 級町道など山間地域へ東西に伸びる縦横線が大半を占めている。よって、必然的に住宅、商業地域は国道沿線に広がり、主要な公共施設もこの周辺に集中している。

当計画路線（町道喰場中央線及び町道端月線）は、大川内区、端月区、喰場区、蕪田区等の山間集落を結ぶ重要な連絡路線であり、山間集落から市街地へ直結した生活関連道路として重要な役割を果たしている。

しかしながら、当路線は幅員が狭いうえ、急坂、急カーブが多く、また、この地区にはみかん園や畜産団地もあり、トラックや飼料を積んだ大型トレーラーが頻繁に通行するため、高齢者送迎用のデイサービス車との通行離合等に常時危険と不便を強いられている。

したがって、当路線の拡幅改良事業により、地域住民の生活文化の向上はもとより、地域住民の通行の安全確保、さらには、火災、急患等発生時における機動力の強化が期待される。

3 公共的施設の整備計画

平成 26 年度から平成 29 年度までの 4 年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路改良事業 (町道喰場中央線 、町道端月線)	太良町	140,000		140,000	140,000
合計		140,000		140,000	140,000

議案第32号

太良町固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を太良町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成26年3月13日提出

太良町長 岩島正昭

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
太良町大字多良1868番地3	新 宮 義 晃	昭和22年7月12日
太良町大字糸岐1015番地	井 手 カツ子	昭和22年3月13日
太良町大字大浦丁1384番地2	中 島 末 博	昭和23年2月4日

(提案理由)

地方税法第423条に設置が規定されている固定資産評価審査委員会委員の任期が平成26年3月24日をもって任期満了となり、新たな委員を選任する必要があるため、この案を提出する。